

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から

医療法人等の所得算定方法が変わります

令和 3 年 6 月 鳥取県

鳥取県では、このたび、納税者の皆さまの申告事務の負担軽減等の観点から、医療法人等の法人事業税の所得に係る算定方法を以下のとおり改正しました。

なお、この改正は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用となります。

(改正前)

経費配分方式

収入と経費のそれぞれについて、社会保険診療に係る部分とそれ以外の部分に分けることにより、最終的に社会保険診療に係る所得を算定する方法

(改正後)

所得配分方式

医療保健業に係る所得を社会保険診療の収入金額とそれ以外の医療事業に係る収入金額で按分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法

○医療法人等の法人事業税の課税標準である所得については、地方税法において「社会保険診療につき支払いを受けた金額は益金の額に算入せず、当該社会保険診療に係る経費については損金の額に算入しない。」と規定されています。

○これまで、医療保健業に係る経費から社会保険診療に係る経費のみをより正確に抽出することを重視し、経費を「医療直接費」と「一般管理費」に分けて按分計算するなどの煩雑な方法を用いていましたが、見直し後の計算書を使用した簡便な按分計算により「医療保健業に係る所得」を「社会保険診療に係る所得」と「それ以外の所得」に分けることとします。

《お問い合わせ先》

名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号	管轄区域
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市・岩美郡 八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3109	0858-23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所 課税課 事業税担当	〒683-0054 米子市鞆町 1 丁目 160	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市 西伯郡・日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 220	0857-26-7053	0857-26-7087	

計算書の様式及び記載の手引きは、
こちらからダウンロードできます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1236062.htm>



鳥取県
税務課
検索